

平成28年第2回千葉市議会定例会議案

議案第80号乃至第93号

平成28年6月



平成28年第2回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
80	専決処分について(平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))(平成28年5月27日)	別冊
81	平成28年度千葉市一般会計補正予算(第1号)	別冊
82	千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について	1
83	千葉市旅館業法施行条例の一部改正について	3
84	千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について	5
85	千葉市ビジネス支援センター設置管理条例の一部改正について	6
86	千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	9
87	財産の取得について(千葉市民会館の空調熱源等設備)	11
88	工事請負契約について(旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事)	12
89	工事の施行に関する協定について(千葉都市モノレール千葉駅と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続施設及び弁天地区市道と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続階段の整備工事の施行に関する平成28年度協定)	13
90	損害賠償額の決定について	14
91	議決事件の一部変更について(旧千葉市立高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事に係る工事請負契約)	15
92	議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約)	18
93	議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事に係る工事請負契約)	21

議案第 8 2 号

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成 2 7 年千葉県条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項」を「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成 2 5 年度までに介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 9 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 2 3 年度までに主任介護	平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに及び同
------------------	--------------------------

支援専門員研修を修了した者	日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

~~~~~

### 議 案 説 明

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の要件に更新研修の修了者であることを加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 83 号

千葉県旅館業法施行条例の一部改正について

千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

千葉県旅館業法施行条例（平成 15 年千葉県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「第 16 条に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校」を「第 15 条の 7 第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる施設」に改める。

第 18 条第 1 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、客室の延床面積が 33 平方メートル未満の施設については、この限りでない。

第 18 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(3) 便所は、各階に設けること。ただし、客室の延床面積が 33 平方メートル未満の施設については、この限りでない。

(4) 便所は、防虫及び防臭の設備を有すること。

第 18 条第 2 項中「第 16 条第 2 号から第 11 号まで及び」を「第 16 条第 2 号から第 9 号まで及び第 11 号並びに」に改める。

第 19 条第 2 項中「前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

旅館業法施行令の一部改正に伴い、小規模の簡易宿所について客室の床面積の基準の適用の対象外とするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 84 号

千葉県療育センター設置管理条例の一部改正について

千葉県療育センター設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県療育センター設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県療育センター設置管理条例（昭和 56 年千葉県条例第 14 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 療育センターに次のとおり分館を置く。

| 名称          | 位置                    |
|-------------|-----------------------|
| 千葉県療育センター分館 | 千葉県美浜区高浜 3 丁目 3 番 1 号 |

第 2 条第 1 項中「療育センター」の次に「（分館を除く。）」を加え、  
同項第 3 号中「いう。）」の次に「（体育室に限る。）」を加え、同条  
に次の 1 項を加える。

3 分館に、ふれあいの家（体育室を除く。）を置く。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

療育センターに分館を設置し、身体障害者福祉センターふれあいの  
家に移転するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第 85 号

千葉県ビジネス支援センター設置管理条例の一部改正について  
千葉県ビジネス支援センター設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県ビジネス支援センター設置管理条例の一部を改正する条例  
第 1 条 千葉県ビジネス支援センター設置管理条例（平成 18 年千葉県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表第 2 に掲げるとおり」を「年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。）」に改める。

第 7 条第 1 項中「別表第 2 に掲げるとおり」を「午前 9 時から午後 9 時まで」に改める。

第 17 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 第 1 項第 4 号を次のように改める。

### （4）小会議室

別表第 1 第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「特別会議室」を「会議室 5」に、「24, 370 円」を「11, 410 円」に、「パソコン研修室」を「特別会議室」に、「17, 170 円」を「24, 370 円」に、「講師控室 1」を「小会議室 1」に、「講師控室 2」を「小会議室 2」に、「4, 320 円」を「6, 480 円」に、「5, 240 円」を「7, 860 円」に改め、同表備考第 1 項中「（商談室 1 及び共同利用室にあっては、午前 9 時から午後 5 時まで）」を削り、同表を別表第 2 とする。

第 2 条 千葉県ビジネス支援センター設置管理条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を削る。

第 2 条中「別表第 1」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 情報センター
- (2) 会議室
- (3) 特別会議室
- (4) 小会議室
- (5) 商談室
- (6) 共同利用室
- (7) 多目的室
- (8) ビジネスインキュベート室（以下「インキュベート室」という。）

第6条第1項中「ビジネスインキュベート室及び店舗型ビジネスインキュベート室（以下「インキュベート室」という。）」を「インキュベート室」に改める。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中

「

|                 |                     |                                         |   |
|-----------------|---------------------|-----------------------------------------|---|
| ビジネスインキュベート室    | 1平方メートル<br>当たり1月につき | 2,050円<br>(分館のビジネスインキュベート室にあつては、2,570円) | を |
| 店舗型ビジネスインキュベート室 |                     | 3,600円                                  |   |

」

「

|          |                     |        |   |
|----------|---------------------|--------|---|
| インキュベート室 | 1平方メートル<br>当たり1月につき | 2,050円 | に |
|----------|---------------------|--------|---|

」

改め、同表を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第1条

の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

ビジネス支援センター富士見分館を廃止するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 86 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された幕張新都心若葉住宅地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---------------------	-------------------------------------------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	住宅・複合用途街区	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
---------------------	-----------	----------------------------------------------

別表第 5 に次のように加える。

幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画区域	住宅・複合用途街区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す 1 号壁面線については 2 メートル以上（高さ 4.5 メートル未満の部分に限る。）、計画図に示す 2 号壁面線については 2 メートル以上とする。	(1) 地盤面下のもの (2) 建築物の管理上最小限必要な附帯施設
---------------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

幕張新都心若葉住宅地区の地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域を条例の適用範囲に加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 87 号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 取得財産 千葉市民会館の空調熱源等設備
  - (1) 冷温水発生機 2 台
  - (2) 冷水管及び付属機器類一式
  - (3) 空調機器一式
- 2 所在地 千葉市中央区要町 1 番 1 号
- 3 取得予定価額 354,273,734 円

~~~~~

議案説明

千葉市民会館の空調熱源等設備を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 88 号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 工事名称 旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺 7 丁目 1 7 番 1 号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 解体工一式
(2) 屋内運動場 解体工一式
(3) プール、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札 (総合評価落札方式)
- 5 契約金額 445,799,160 円
- 6 工 期 契約締結日の翌日から 300 日間
- 7 請 負 者 千葉市美浜区幕張西 3 丁目 1 番 1 5 号
市原・鵜沢建設共同企業体
代表者 千葉市美浜区幕張西 3 丁目 1 番 1 5 号
株式会社市原組
代表取締役 松 山 淳 一
千葉市若葉区千城台西 1 丁目 3 8 番 1 号
鵜沢建設株式会社
代表取締役 鵜 沢 朋 生

~~~~~

### 議 案 説 明

旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第 89 号

工事の施行に関する協定について  
市は、次のとおり協定を締結するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 協定の目的 千葉都市モノレール千葉駅と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続施設及び弁天地区市道と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続階段の整備工事の施行に関する平成 28 年度協定
- 2 工事場所 千葉市中央区新千葉 1 丁目 1 番 25 外
- 3 工事概要 (1) 千葉都市モノレール千葉駅との接続施設  
鉄骨造階段、エスカレータ 2 基、エレベータ 1 基  
(2) 弁天地区市道との接続階段  
鉄骨造階段、エレベータ 1 基
- 4 協定金額 823,136,000 円  
(うち市負担分 685,753,000 円)
- 5 工期 協定締結日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 6 協定の相手方 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 6 号  
東日本旅客鉄道株式会社  
東京工事事務所長 大西 精治

~~~~~

議案説明

千葉都市モノレール千葉駅と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続施設及び弁天地区市道と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続階段の整備工事を行うための平成 28 年度協定について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 90 号

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

1 損害賠償額

11,581,427 円

2 相手方

東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 1 号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

代表取締役社長 西澤 敬二

3 事件の概要

平成 27 年 9 月 18 日、地震による津波注意報を受け、市が管理する寒川水門が自動閉鎖され、その後の降雨に対し、市から排水機場の運転等の業務を受託する業者の現場到着が遅れたため、排水ポンプの運転が間に合わず、株式会社山田工務所（以下「被害者」という。）が所有する建物内において浸水被害が生じた。相手方は、被害者との損害保険契約に基づき被害者に対して損害保険金を支払ったことにより被害者の当該損害保険金に係る市に対する損害賠償請求権を代位取得したため、市は、相手方に対し、当該損害保険金と同額の損害金を支払うもの

~~~~~

議案説明

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 9 1 号

議決事件の一部変更について

平成 2 7 年 9 月 1 5 日議決された「旧高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 契約金額

変更前 3 5 9 , 5 3 2 , 0 0 0 円

変更後 3 7 3 , 2 1 0 , 2 0 0 円

2 工 期

変更前 契約締結日の翌日から 3 0 0 日間

変更後 契約締結日の翌日から 3 8 7 日間

(契約締結日 平成 2 7 年 9 月 1 5 日)

(参考)

議案第128号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成27年9月4日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 旧高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜3丁目3番1号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 内外部改修工一式  
耐震補強工一式  
(2) 駐車場、駐輪場新設
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 359,532,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から300日間
- 7 請負者 千葉市若葉区加曾利町1018番地  
杉田建設興業株式会社  
代表取締役社長 杉田正己



## 議 案 説 明

旧高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事に係る工事請負契約の  
契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

## 議案第 9 2 号

### 議決事件の一部変更について

平成 2 7 年 9 月 1 5 日議決された「旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成 2 8 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

#### 1 契約金額

変更前 6 5 1, 2 4 0, 0 0 0 円

変更後 6 6 3, 6 1 3, 5 6 0 円

#### 2 工 期

変更前 契約締結日の翌日から 3 6 0 日間

変更後 契約締結日の翌日から 4 2 0 日間

(契約締結日 平成 2 7 年 9 月 1 5 日)

(参考)

議案第130号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成27年9月4日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺5丁目2番1号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 解体工一式  
(2) 屋内運動場 解体工一式  
(3) プール、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 651,240,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から360日間
- 7 請負者 千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
市原・小椰建設共同企業体  
代表者 千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
株式会社市原組  
代表取締役 松山淳一  
千葉市稲毛区小仲台6丁目20番2号  
株式会社小椰組  
代表取締役 小椰泰三郎



## 議 案 説 明

旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第93号

議決事件の一部変更について

平成27年9月15日議決された「旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成28年6月9日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 307,800,000円

変更後 315,072,720円



(参考)

議案第131号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成27年9月4日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺1丁目50番1号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 解体工一式  
(2) プール、武道場、部室、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 307,800,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から300日間
- 7 請負者 千葉市稲毛区小仲台6丁目20番2号  
小椰・市原建設共同企業体  
代表者 千葉市稲毛区小仲台6丁目20番2号  
株式会社小椰組  
代表取締役 小椰泰三郎  
千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
株式会社市原組  
代表取締役 松山淳一



## 議 案 説 明

旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。